

# 和東町総合保健福祉施設基本設計（案）

## パブリックコメント実施要領

### 1. 目 的

和東町では、保健医療福祉の一体的なサービス提供体制を構築するため、令和3年に「総合保健福祉施設整備基本計画」を策定し施設整備に取り組んでいるところである。この度、この基本計画を踏まえた施設の外觀イメージや必要な機能、諸室の配置などをまとめた基本設計（案）を作成したので、今後の施設設計の参考とするため、パブリックコメントを実施する。

### 2. 基本設計（案）の公表及び意見募集期間

日 時：令和4年9月5日（月）～令和4年9月19日（月・祝）〔15日間〕

### 3. 基本設計（案）の閲覧場所

- (1) 和東町ホームページ
- (2) 和東町役場 総合施設整備課・福祉課
- (3) 和東町人権ふれあいセンター
- (4) 和東町国保診療所
- (5) 和東町社会福祉センター

ただし、(2)～(5)は各施設の開庁、開館時に限る。

### 4. 意見提出可能者

- (1) 和東町に居住している者
- (2) 和東町内に通勤している者
- (3) 和東町内に事業所を有する法人、その他の団体

### 5. 意見提出方法

- (1) 郵送
- (2) F A X
- (3) 電子メール
- (4) 持参

ただし、(4)は開庁時に限る。

なお、口頭及び電話による意見提出は認めない。

### 6. 意見提出用紙

別紙「和東町総合保健福祉施設基本設計（案）意見提出用紙」による。

### 7. 意見募集の周知方法

- (1) 和東町ホームページ
- (2) 区内回覧
- (3) 庁舎内掲示 等

### 8. 意見への対応

- (1) 提出された意見は、施設設計の参考とする。
- (2) 提出された意見は、個人情報を除いて集約し、意見の概要及びこれに対する町の考え方を整理して、町ホームページで公表する。
- (3) 意見に対する個別の回答は行わない。

(4) 次のいずれかに該当する意見は無効とし、回答は行わないこととする。

- ・意見募集対象内容と明らかに無関係なもの
- ・賛否の結論のみを示したと判断されるもの
- ・趣旨が不明瞭なもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・個人や特定の団体等を誹謗中傷するもの
- ・個人や特定の団体等の財産またはプライバシー並びに著作権を侵害するもの
- ・営業活動等営利を目的としたもの

## 9. その他

この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じ町長が別に定めるものとする。